

■評価の基準について

資料 6

評価項目	評価の視点	配点	配点の考え方
事業の実施方針	・対象地の地域特性等を踏まえ、本公園にふさわしい整備等の提案がなされているか	10	各事業者から特色のある提案が予想されることから、各項目を 10 点とし、合計 30 点で設定。
	・地域との協働や連携を促進する方針となっているか	10	
	・設計・工事のスケジュールは適切である	10	
事業の実施体制	・事業を実施するために充分な実施体制（緊急時の連絡体制、人員の配置等）となっているか	5	実施体制については、条件を満たしていることが前提であり、点差が出にくいくことから各項目を 5 点とし、合計 20 点で設定。
	・応募法人等の役割分担、実績は十分であるか 【評価対象実績】 △過去 3 年以内の商業施設の経営実績。または過去 10 年以内の商業施設を対象とした土地賃借、建物の所有・賃貸の事業実績 △過去 10 年以内の提案内容と同用途・同等以上の規模の建物の設計・監理実績 △過去 10 年以内の公共工事の建設工事実績（公共工事の種類は、特段定めなし）	5	
	・応募法人等の財務体質は健全であるか	5	
	・応募法人が入間市内に本社・本店を有しているか（応募法人がグループの場合は、構成団体に入間市内に本社・本店を有する法人が含まれているか）	5	
	・初期投資に係る資金計画、事業継続に係る収支計画が持続的であるか ・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針が適切であるか	5	
事業計画	・初期投資に係る資金計画、事業継続に係る収支計画が持続的であるか	5	事業計画については、事業に対し計画が適正であるかを確認するものであり、点差が出にくいくことから各項目を 5 点とし、合計 10 点で設定。
	・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針が適切であるか	5	

評価項目	評価の視点	配点	配点の考え方
公募対象公園施設の整備計画	・狭山台地区近隣公園と公園一体建物との相乗効果により、地域住民の幅広い年齢層に親しまれる、明るく開放的で環境面にも十分に配慮した公園づくりにつながる整備計画となっているか	10	各事業者から特色のある提案が予想されることから、各項目を 10 点とし、合計 30 点で設定。
	・公園の自然環境の保全、周辺の住環境との調和等を考慮した施設計画及び施設規模となっているか	10	
	・景観、ユニバーサルデザイン、バリアフリー等に配慮した提案となっているか	10	
特定公園施設の整備計画	・公募対象公園施設と調和のとれた規模・デザインとなっているか	10	各事業者から特色のある提案が予想されることから、各項目を 10 点とし合計 30 点で設定。
	・動線が確保され、利用者の安全・安心、ユニバーサルデザイン、バリアフリー等に配慮した提案となっているか	10	
	・平場に設ける公園に対して、立体都市公園との一体的な利用を鑑みた施設配置となっているか。	10	
公園一体建物の整備計画	・1. (3) の基本方針・整備方針の実現に寄与する計画となっているか	5	各事業者から特色のある提案が予想される項目については、各項目を 10 点、事業の方針や公園との相互利用の項目については、計画が適正であるかを確認するものであり、点差が出にくいくことから各項目を 5 点とし、合計 40 点で設定。
	・公園整備と調和のとれた規模・デザインとなっているか	10	
	・駐車場について、住宅地側に車両が行かないよう動線に配慮されているか。	10	
	・公園との相互利用が図られる提案となっているか	5	
	・立体都市公園へのアクセスに十分配慮がなされているか	10	
公園全体の維持管理計画	・維持管理計画の実施方針及び方法が明確であるか	10	各事業者から特色のある提案が予想されることから、各項目を 10 点とし合計 20 点で設定。
	・災害発生時の対応など安全・安心に配慮しているか	10	

評価項目	評価の視点	配点	配点の考え方	
価額審査	・公募対象公園施設に係る使用料の額	5	20	・公募対象公園施設は、使用面積が 500 m ² 以内と限られており、収入見込みが低いため配点を 5 点に設定。 ・特定公園施設は、建設費を安価に抑えることよりも、内容も含めた評価を行うことが望ましいため、配点を 5 点に設定。 ・公園一体建物及び商業施設用駐車場等は、使用面積が最大 1ha であり少額でも高い提案をされた場合、大幅な増収になることから配点を 10 点に設定。
	・特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額	5		
	・公園一体建物及び商業施設用駐車場等に係る貸付料の額	10		
任意提案	・公園の魅力向上と地域還元に資するような提案がされているか (ハード面：施設整備について) ◆公募対象公園施設について ◆特定公園施設について ◆公園一体建物について ◆地域のコミュニティ機能（フリースペース等）について	5	20	任意提案のため、加点分として扱うことから配点を 5 点とし、合計 20 点で設定。
	・公園の魅力向上と地域還元に資するような提案がされているか (ソフト面：使い方・サービスについて) ◆イベントの実施など、公園全体の利活用について ◆公園一体建物と公園施設との連携、その他魅力向上につながる事業 ◆公園内コンテンツを魅力的に紹介、公園ユーザーから情報が拡散されるなど、知名度の向上につながる公園のプロモーション活動について	5		
	・市の施策との連携が図られる任意提案がされているか ◆第三次入間市環境基本計画 ◆入間市 SDGs 未来都市計画 など	5		
	・ネーミングライツの導入の意向があるか。	5		
	計	220		

■配点の基準について

評価区分	点数
特に優れている（指針に示す内容を大幅に上回っている、高度な能力を有している）	5 (10)
優れている（指針に示す内容を上回っている、十分な能力を有している）	4 (8)
普通（指針に示す内容を満たしている、一応の能力を有している）	3 (6)
多少不十分である（指針に示す内容を下回っている、多少の能力が乏しい）	2 (4)
不十分である（指針に示す内容を大幅に下回っている、能力が乏しい）	1 (2)

※配点が 10 点の場合は () 内の点数とする。

採点は、事業の実施方針～価額審査の項目（200 点）を基準として、任意提案は加点対象とする。

（任意提案がされない場合は最低点（各項目 1 点）として計上）